

### 修正した看護記録の信用性が争点になった事例

松本・山下綜合法律事務所 弁護士 山下 洋一郎

#### 1 はじめに

術後の鼻出血から気道閉塞に陥り急性呼吸不全で亡くなった事案において、死亡後に記載した看護記録をその後に修正したことが争点となった事例を紹介します。

#### 2 事案

高齢の患者Aさん(男性)は、脳内出血の所見があったことから開頭血腫除去術を受けましたが、手術の約13時間後の翌日午前1時40分に急性呼吸不全により亡くなりました。遺族は、B病院と当直医Cを被告として約3900万円の損害賠償請求の訴訟を提起しました。

呼吸不全の原因、過失については、遺族と病院側とで争いがありましたが、裁判所は、鼻出血が気道に垂れ込んで気道を閉塞したが、気管挿管をしていればこの結果を防げたとして、当直医の過失を認めました。

その事実認定の過程で、担当看護師Dが記載した看護記録の記載が問題となりました。すなわち、Dは死亡の日の午前2時44分に、当日の午前0時から

1時40分までの経過を記載し、同日午前10時17分に、前日午後9時から当日午前1時40分までの経緯をそれぞれ記載しましたが、後に、その記載に複数回の修正をしました。また、Dは、手術日の夜に、Aの出血状態、それについての評価と対処方法を記載しましたが、後にそれを削除しています。

病院側は、他の夜勤看護師達と状況を思い出し、記憶の齟齬を正し合いながら修正したものであるから、修正後の記録が正確であると主張しました。

#### 3 裁判所の判断

京都地方裁判所は、「出血なし」の記載が「出血あり」に修正されていて、責任回避の目的のみで修正されたものとは言い難く、バイタルサインやその時々に行われた措置と整合させるために修正を加えることはあり得る。しかし、D看護師が担当するAに対して執った措置について、担当ではない他の当直看護師の記憶がDより正確であるとは考え難い。また、Dは最初の記載の際内容の正確さに十分注意を払っていたはずであるから、基本的に修正される前のものが信用できるというべきであると判示しました(R4.3.9判決)。

#### 4 まとめ

記録は、修正が許されないものではありません。しかし、修正したことの合理的な理由がないと、特に修正後の記載が医療機関に有利な内容になっている場合は責任回避のために修正したものにとられかねません。人間には(裁判官も)「心証の雪崩現象」という傾向があります。すなわち、信用性に欠ける点の一つでもあれば、その他の点も信用できないのではないかと考える思考傾向です。

記録記載の基本は、最初に記録するときに慎重に記載することだと考えます。

#### 松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件(相続、離婚、債務整理、刑事事件等)も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるとないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号  
日進センタービル7階  
電話 043-225-5242

